

記載例1 退職等の場合（残額一括給与引）

※「一括徴収」とは、退職等の際に退職後の残税額を事務所でまとめて一度に徴収し、納入する方法です。

受付印

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、翌月10日までに必ず提出してください。

平成29年10月5日 熊本市長宛		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地 熊本市中央区手取本町1-1	指定番号 900-123-45
		氏名又は名称 〇〇株式会社	宛名番号 15	
		個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7 6	担当者 課 総務課 氏名 肥後 椿 電話 (096) 328-1111	
給与所得者		(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	円	円分まで	円
フリガナ	クマモト イチロウ	120,000	9	80,000
氏名	熊本 一郎 (旧姓)			
異動後の住所	熊本市東区健軍本町3333	40,000		
			異動年月日 29.9.30	異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 転職 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ その他
				異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続(給与差引継続) 2. 一括徴収 (残額一括給与引) 3. 普通徴収(残額個人請求)
				1月1日から退職時までの給与支払額(賞与を含む) 4,210,000円 控除社会保険料額 456,700円 退職手当の支払予定額 24,500,000円 勤続年数 22年3月

税額通知書でお知らせしました指定番号、宛名番号を記入してください。

一括徴収 ◎退職日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。

一括徴収	異動者印	一括徴収税額(ウ)	納付年月日	普通徴収を選択した理由 1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、一括徴収の希望がないため。 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、未徴収税額(上記(ウ)の額)を超える給与、退職金などの支払がないため。 3. 死亡による退職であるため。 4. その他、理由()
	熊本	80,000円	9月分と合わせて納入します 納入予定日 10月10日	

退職手当の支払いがある場合、記入してください。

一括徴収の場合は異動者印を押し、一括徴収税額、納入月及び納入予定日を記入してください。

転勤 新しい勤務先へは月割額 円 月分 から納入するよう連絡済です。

転勤先(特別徴収義務者)	フリガナ	郵便番号	特別徴収義務者指定番号	-
	所在地	-	課	-
	フリガナ		転勤先の担当者	氏名
	名称		電話	() -

◎連絡事項・要望等がございましたらご記入ください。